

[新居町商工会 無料セミナー]

基礎からわかるマイナンバー制度

— 経営者は制度開始までに何を準備すべきか —

平成27年10月から市民一人一人に12桁のマイナンバー(個人番号)が付番・通知されます。マイナンバーは、平成28年1月から、社会保障・税・災害分野の行政手続で必要になります。

事業者の方は、従業員などの給与所得の源泉徴収票の作成、社会保険料の支払・事務手続などでマイナンバーの取扱いが必要となります。そのため、事業者側はその対応に向けた準備を行う必要があります。そこで、制度への対応に当たり、事業者が押さえておくべきマイナンバー制度についての重要ポイントを税務・労務のそれぞれの専門家にお話いただきます。

カリキュラム

平成27年8月28日(金)

第1部 18:30~19:30

マイナンバー制度の概要

税務関係での主な変更点、事業者が注意するポイント

《講師》

浜松西税務署 個人課税第一部門

統括国税調査官 亀井栄俊 氏

第2部 19:30~20:30

マイナンバー制度 実務はどうかかわるのか

事業者のとるべき行動と対応方法

《講師》

山崎博志社会保険労務士事務所

社会保険労務士 山崎博志 氏

申込要領

会場 新居町商工会 2階 研修室

対象者 新居町商工会会員

定員 30名

参加費 無料

申込方法 下記にご記入の上、FAXにてお申込み下さい

問い合わせ先

新居町商工会 担当: 田中・鈴木

TEL 053-594-0634

fax 053-594-5984

基礎からわかるマイナンバー制度 申込書

貴社名		電話/FAX	
参加者名①			
参加者名②			



■ 上記項目にご記入の上、FAX 送付ください。

FAX:053-594-5984